

仕様書

1. 件名

高松市観光プロモーション素材整備業務

2. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3. 目的

高松市内の観光の魅力を発信する動画を制作し、高松市の観光振興、観光PR及び観光関連事業の広報等において活用してプロモーションを行うことで、高松市の認知度向上を図るもの。

4. 業務内容

欧米豪旅行者・高付加価値旅行者をメインターゲットとし、メインターゲット自身が実際の旅をイメージできるような動画を制作すること。なお、撮影スポット及び動画構成は、高松市との協議により決定すること。

（１）動画制作（縦型動画）

ア SNS投稿を想定した縦型動画1本を制作すること。撮影するスポットは計10か所とし、1か所につき20秒程度、計3分20秒程度の動画とすること。

イ メインターゲットである欧米豪旅行者・高付加価値旅行者への訴求に適した登場人物を活用すること。ただし、本事業終了後も継続的に納品物を使用する予定であることから、出演者や協力者の肖像権等に関する調整を行い、完全フリーな動画を納品すること。なお、登場人物を活用する撮影スポットは「（２）撮影スポット及び撮影シーン（予定）」のとおりを予定する。

ウ 主にスマートフォンで視聴することを想定した、アスペクト比9：16（1,080×1,920px）、ファイル形式はMP4とすること。

エ 制作に当たっては、誰が見ても分かりやすく、動画内容に関心がない人でも途中離脱せず最後まで視聴したくなるように、構成や編集などを工夫すること。

オ 動画構成に当たっては、特定の季節に特化せず、通年利用できる内容とすること。

カ 動画の雰囲気やコンセプトに合ったBGMを設定すること。ただし、放映する媒体によっては、音声出力ができないことも想定されるため、音声がなくても伝わるようビジュアルを意識して制作すること。

キ 制作する動画全体を通して色編集や雰囲気、編集スタイルを統一すること。

ク テロップは使用せず、動画素材のみの構成とすること。

ケ 撮影に当たっては、撮影日程のアポイントや各施設・スポットに対する内容確認も含め一切の調整を行い、同意を得ること。

コ 動画の完成までに、市による複数回の内容確認や修正等の指示を受けること。

（２）撮影スポット及び撮影シーン（予定）

- ・瀬戸内海の多島美：シーフロントプロムナードから見る日中の景色（フェリー等が映ること）

- ・ オキオリーブ：オリーブ畑散策
- ・ 史跡高松城跡 玉藻公園：園内散策、和船体験、鯛のエサやり体験
- ・ 高松市美術館：館内・作品見学
- ・ 高松中央商店街：にぎわいのある商店街の散策、ドーム広場
- ・ 讃岐うどん：調理、提供、食事（天ぷら等のトッピングを含むこと）
- ・ 盆栽園・盆栽畑：園内散策、剪定体験
- ・ 特別名勝 栗林公園：飛来峰から見た南湖（和船が映ること）、園内散策、花園亭での食事、掬月亭での抹茶体験
- ・ 屋島山上：やしまーる、展望台から見る夕景
- ・ 北浜 alley：夜間の街並

※登場人物を活用する撮影スポットは、オキオリーブ、史跡高松城跡 玉藻公園、讃岐うどん、盆栽園・盆栽畑、特別名勝 栗林公園を予定。

(3) 成果物

動画データー式（MP 4 形式）

(4) 納品場所

高松市創造都市推進局文化・観光・スポーツ振興部観光交流課

(5) その他

①事業者決定後に、動画構成・内容等の修正や、協議の上決定する事項が複数想定されることを留意しながら業務を遂行すること。

②各業務にかかる一切の経費は、全て委託費に含むものとする。

5. その他注意事項

(1) 見積書等提出物の制作に係る経費は、全て受託者の負担とする。

(2) 成果物に関して、高松市は次項に定める範囲内で利用する。このため、受注者は第三者権利等も含め、成果物に関する権利処理を行い、成果物の利用を妨げないこととする。

6. 成果物の利用範囲

発注者は、成果物について、非独占的に、無償で、期間の定めなく、国内外において、次の目的及び方法により利用する。

(1) 利用目的

高松市の観光振興、観光 PR、観光関連事業の広報、告知、報告、対外説明、事業説明、提案、イベント上映その他これらに付随又は関連する目的

(2) 利用媒体

発注者の公式 web サイト、SNS, デジタルサイネージ、広報資料、報告書、印刷物、展示、イベント上映その他発注者が当該目的のために利用する媒体

(3) 利用行為

複製、掲載、公衆送信、送信可能化、上映、配布、保存、編集、短尺化、トリミング、字幕・テロップ追加、色調整、媒体変換、サムネイル化、静止画切り出しその他当該目的の範囲で必要な利用

7. 技術者の配置

受託者は、技術者を配置することとし、技術者は、業務の適正な管理を行わなければならない。

8. 費用の負担

本業務の執行等に伴い必要となる費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

9. 業務の補償

業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵で市に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

10. 適正な労働条件の確保

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間勤続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその金額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。

なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

上記に定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

11. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めない事項については、発注者と受託者の協議の上、これを定める。